	2　投資額の算定 次の算定式により、前項の規定により算定した管路亘長km及び管路条kmを用いて局ごと管路投資額を求め、全ての局の局ごと管路投資額を合算し、管路投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。 局ごと管路投資額 ＝加入系管路条km ×加入系管路条km当たり単価 ＋加入系管路亘長km ×加入系管路亘長km当たり単価 ＋インナーパイプ延長km ×インナーパイプ延長km当たり単価
加入系中口径管路	1　設備量の算定 ⑴　端末系伝送路のうち、き線部分の管路亘長kmにき線中口径管路適用率を乗じたものをき線中口径管路亘長kmとする。 ⑵　端末系伝送路のき線部分に中口径管路、共同溝及びとう道を適用した後、管路条数が中口径管路適用管路数を超える区間が残っている場合には、中口径管路を追加適用する。 ⑶　中口径管路亘長kmから、中継系中口径管路亘長kmを控除して、加入系中口径管路亘長kmを算定する。 2　投資額の算定 局ごとに、前項の規定により算定した加入系中口径管路亘長kmを用い、次の算定式により、局ごと加入系中口径管路投資額を算定し、全ての局の局ごと加入系中口径管路投資額を合算し、加入系中口径管路投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。 局ごと加入系中口径管路投資額 ＝加入系中口径管路亘長km ×中口径管路亘長km当たり単価
加入系共同溝	1　設備量の算定 ⑴　端末系伝送路のうち、き線部分の管路亘長kmにき線共同溝適用率を乗じたものをき線共同溝亘長kmとする。 ⑵　共同溝亘長kmから、中継系共同溝亘長kmを控除して、加入系共同溝亘長kmを算定する。 2　投資額の算定 局ごとに、前項の規定により算定した加入系共同溝亘長kmを用い、次の算定式により、局ごと加入系共同溝投資額を算定し、全ての局の局ごと加入系共同溝投資額を合算し、加入系共同溝投資額を算定する。この場合において、局が属する都道府県の単価を使用する。 局ごと加入系共同溝投資額 ＝加入系共同溝亘長km ×共同溝亘長km当たり単価
加入系とう道	1　設備量の算定 ⑴　端末系伝送路のうち、き線部分の管路亘長kmにき線とう道適用率を乗じたものをき線とう道亘長kmとする。 ⑵　とう道亘長kmから、中継系とう道亘長kmを控除して、加入系とう道亘長kmを算定する。 2　投資額の算定 局ごとに、前項の規定により算定した加入系とう道亘長kmを用い、次の算定式により、局ごと加入系とう道投資額を算定し、全ての局の局ごと加入系とう道投資額を合算し、加入系とう道投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。 局ごと加入系とう道投資額 ＝加入系とう道亘長km ×とう道亘長km当たり単価
電線共同溝	1　設備量の算定 ⑴　端末系伝送路のうち、き線部分の管路延長kmにき線電線共同溝適用率を乗じたものをき線電線共同溝延長kmとする。 ⑵　端末系伝送路のうち、配線部分の管路延長kmに配線電線共同溝適用率を乗じたものを配線電線共同溝延長kmとする。 2　投資額の算定 局ごとに、前項の規定により算定したき線電線共同溝延長km及び配線電線共同溝延長kmを合算したものを当該局の電線共同溝延長kmとし、次の算定式により、局別電線共同溝投資額を算定し、全ての局の局ごと電線共同溝投資額を合算し、電線共同溝投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。 局ごと電線共同溝投資額 ＝電線共同溝延長km ×電線共同溝延長km当たり単価
自治体管路	1　設備量の算定 ⑴　端末系伝送路のうち、き線部分の管路延長kmにき線自治体管路適用率を乗じたものをき線自治体管路延長kmとする。 ⑵　端末系伝送路のうち、配線部分の管路延長kmに配線自治体管路適用率を乗じたものを配線自治体管路延長kmとする。 2　投資額の算定 自治体管路は地方公共団体の資産であり、投資額は算定しない。
情報ボックス	1　設備量の算定 ⑴　端末系伝送路のうち、き線部分の管路延長kmにき線情報ボックス適用率を乗じたものをき線情報ボックス延長kmとする。 ⑵　端末系伝送路のうち、配線部分の管路延長kmに配線情報ボックス適用率を乗じたものを配線情報ボックス延長kmとする。 2　投資額の算定 情報ボックスは国の資産であり、投資額は算定しない。